

医療安全管理指針

■ 安全管理に関する基本的な考え方

患者・利用者が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、地域社会に貢献することを目標とする。「人間はミスをおかす」という前提に基づき、アクシデント・インシデントを職員個人の問題としてとらえるのではなく病院全体のシステムの問題としてとらえて情報を収集し分析することによりミスの起こりにくい環境をつくる。

アクシデント・インシデントを未然に防止できるよう各部署研鑽し、安全管理のための体制づくりが必要であり、それらを通して患者・利用者中心のより質の高い医療・看護・介護を提供する。全職員が一丸となって事故防止のための取り組みを推進し、医療安全文化の醸成に努める。

■ 組織体制

医療安全管理部は以下の委員会で構成する

統括医療安全管理委員会

医療安全管理各種委員会

医療事故調査委員会

■ 医療安全管理指針の整備

安全管理に関する基本的な考え方、医療事故発生時の対応、インシデント・アクシデント報告などの事項を示し、定期的に、また必要時には見直しを行う

■ 報告に基づく安全確保

患者・利用者および職員の信頼と安心の確保や人的・物的損失の防止のために発生したアクシデント・インシデントを分析し対策を講じることで同種事故防止すること、対策実行状況の評価・点検に活用しうる情報を収集することを目的とする。

■ 医療事故発生時の対応

人命救助と被害拡大防止に全力を尽くす

地域医療機関との協力体制を整える

統括安全管理委員会の緊急招集

患者・利用者家族への説明

事実経過の記録報告記録

事故に関与した職員への対応

■ 安全管理のための職員研修

医療安全に関する知識や技術を習得・強化するために全職員を対象とした研修会を年2回開催する

■ 患者・利用者に対する当該指針の閲覧

患者・家族から求めがあった場合には、医療安全管理指針に閲覧に応じる

■ 患者・利用者からの相談窓口

患者・利用者及びその家族からの相談・苦情に応じる